

(整理番号 1862)

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	平成30年10月15日 9時58分～11時21分		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>①労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>②事務局（香川労働局賃金室）より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。</p> <p>③香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について、労使双方から金額提示され、金額提示の根拠等について説明された。</p> <p>2 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 874円（+33円）</p> <p>根拠 : 近県（兵庫、広島、愛媛）との格差10円を3年で縮めると+3円。電気の水準は地域別最低賃金の1.1倍と考えていることから、+30円。合わせて+33円。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 850円（+9円）</p> <p>根拠 : 香川県最低賃金の上げ幅+26円の3分の1。</p> <p>原材料の高騰等厳しい状況。他業種と比べると、小規模な企業が多く、支払い能力の観点から慎重に考えるべきである。</p> <p>公益側より再考を求めたところ</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 870円（+29円）</p> <p>根拠 : 地域別最低賃金の上げ幅26円+近県との差3円=29円</p> <p>昨年の地域別最低賃金に対する水準は841円÷766円=109.8%と同じ水準(870円÷792円=109.8%)</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 857円（+16円）</p> <p>根拠 : 経団連の春季労使交渉妥結結果の100人未満規模では1.86%。</p> <p>841円の1.86%は15円64円。+16円を提示。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子が見えないうえ、今回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。</p>		